

○懲戒処分等の基準に関する達

昭和53年7月10日 航空自衛隊達第21号
航空幕僚長 空将 竹田五郎

改正 昭和61年2月10日 航空自衛隊達第5号	平成22年8月10日 航空自衛隊達第29号
昭和62年3月16日 航空自衛隊達第13号	平成27年9月28日 航空自衛隊達第21号
平成6年4月7日 航空自衛隊達第19号	平成30年3月19日 航空自衛隊達第4号

懲戒処分等の基準に関する達を次のように定める。

懲戒処分等の基準に関する達

(趣旨及び適用)

第1条 この達は、航空自衛隊における懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めるものとする。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第76条第1項、第78条第1項及び第81条第2項の規定に基づき出動を命ぜられたとき、並びに同法第77条及び第79条第1項の規定に基づき出動待機命令が発せられたときの基準については、別に定めるところによるほかこの達の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒権者等 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号。以下「訓令」という。）第46条第1項、第47条第1項、第50条、第73条第1項、第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づき航空自衛隊において懲戒処分の権限を有する者（以下この号において「懲戒権者」という。）並びに訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）第2条第1項の規定に基づき、懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。
- (2) 重処分 免職、降任、6日以上、又は減給合算額が俸給月額3分の1を越える減給をいう。
- (3) 軽処分 5日以内の停職、減給合算額が俸給月額3分の1を越えない減給又は戒告をいう。
- (4) 加重 規律違反の態様（以下「違反態様」という。）の上限より、懲戒処分等の種別又はその程度を重くすることをいう。
- (5) 軽減 違反態様に応ずる処分下限より、懲戒処分等の種別又はその程度を軽くすることをいう。

(懲戒権者の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うにあたっては、その本旨にかんがみ、

いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に留意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もって懲戒処分等の適正を期さなければならない。

(懲戒処分等の種別)

第4条 懲戒処分等の種別は、免職、降任、停職、減給、戒告のほか、訓戒及び注意とする。

(懲戒処分等の軽重)

第5条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条記載の順序による。

2 降任については、2級下位の階級又は職務の級にくだすもの、停職については当該停職処分の期間が長期のもの、減給については減給率が大きいものを重いとす。

(免職の適用の基準)

第6条 免職は、職務の遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事事犯に該当する規律違反等、自衛隊に対し著しい不利益を与える規律違反を行つた者に対して適用する。

(降任の適用の基準)

第7条 降任は、免職には該当しないが、これに次いで重大な規律違反で、かつ、違反者の当該階級等に著しくふさわしくない規律違反を行つた者に対して適用する。

(停職の適用の基準)

第8条 停職は、降任以上には該当しないが、重大な規律違反を行つた者に対して適用する。

(減給の適用の基準)

第9条 減給は、停職以上には該当しないが、比較的重大な規律違反を行つた者に対して適用する。

(戒告の適用の基準)

第10条 戒告は、減給以上には該当しないが、比較的軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(訓戒の適用の基準)

第11条 訓戒は、懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(注意の適用の基準)

第12条 注意は、訓戒を行うまでには至らないが、不問に付することが適当でない極めて軽微な規律違反を行つた者に対して適用する。

(違反態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第13条 違反態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第14条 規律違反を教唆し、扇動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行つた者に対する懲戒処分等に準じて行う。

2 集団による規律違反を教唆し、扇動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて行う。

(懲戒処分等の加重等)

第 15 条 規律違反が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。

- (1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合
- (2) 二人以上共謀して規律違反を行つた場合
- (3) 集団による規律違反を主動した場合

2 規律違反が次のいずれかに該当する場合は、懲戒処分等を加重することができる。

- (1) 過去に受けた懲戒処分等が戒告以上にあつては 1 年、訓戒にあつては 6 か月の期間内において規律違反を重ねた場合
- (2) 期間にかかわらず、過去に受けた懲戒処分等に係る規律違反と同一の規律違反を行つた場合
- (3) 自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 73 条第 1 項の規定による被疑事実通知書の送達から同令第 77 条第 3 項の規定による懲戒処分宣告書又は訓戒等に関する訓令第 3 条の規定による訓戒書若しくは注意書の交付までの間に規律違反を重ねた場合

3 二以上の規律違反（次項に該当する場合を除く。）を行つた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、それぞれの処分基準を合算する。ただし、同一の規律違反を複数回重ねた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、規律違反の回数等を考慮事項として、処分を重くすることとし、その処分基準について単に全部を合算しない。

4 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

第 16 条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等を行わない。

- (1) 天災地変等不可抗力に基づく場合
- (2) 正当防衛の場合
- (3) 緊急避難の場合で隊員としての義務に違反しない場合
- (4) 心神喪失の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

2 違反者が次の各号の一に該当する場合は、情状をしやく量し懲戒処分等を軽減することができる。

- (1) 極めて困難な任務遂行中の場合
- (2) 過剰防衛の場合又は過剰避難の場合
- (3) 心神耗弱な場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）
- (4) 平素の勤務態度が優良な場合
- (5) 自首した場合
- (6) 改しゆんの情が顕著である場合

(7) 未遂の場合

(8) その他軽減すべき相当の理由がある場合

3 次の各号に該当する者が、営内生活等の不慣れに起因する規律違反を行つた場合は、その者に対する懲戒処分等は、前項に定めるところによるほか、更に軽減することができる。

(1) 2等空士又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用され、6か月を経過しない場合

(2) 行政職俸給表(一)の1級及びこれに対応する訓令の別表に定める各俸給表の職務の級の事務官等として採用され、6か月を経過しない場合

(別表に定めのない規律違反に対する懲戒処分等)

第17条 懲戒権者等は、別表に定めのない規律違反に対する懲戒処分等を行うにあつては、次に掲げる事項を考慮して、自衛隊の規律の維持の見地から公正、かつ、相当と判断される懲戒処分等の種別及び程度を決定しなければならない。

(1) 違反態様

(2) 違反行為の原因、動機、状況及び結果等

(3) 違反者の違反行為の前後の態度等

(4) 違反者の過去に受けた懲戒処分等歴

(5) 違反者の社会的環境

(6) 選択する懲戒処分等の種別及び程度の部内外に及ぼす影響等

附 則

1 この達は、昭和53年10月1日から施行する。

2 懲戒処分等の基準に関する達(昭和35年航空自衛隊達第43号)は、廃止する。

3 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

附 則(昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄)

1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。

2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月16日航空自衛隊達第13号)

1 この達は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月7日航空自衛隊達第19号)

1 この達は、平成6年5月10日から施行する。

2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

附 則(平成22年8月10日航空自衛隊達第29号抄)

1 この達は、平成22年8月10日から施行する。

2 この達の施行前にした規律違反に対する懲戒処分等は、この達第6条の規定による改正後の懲戒処分等の基準に関する達第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月28日航空自衛隊達第21号)

1 この達は、平成27年10月1日から施行する。

- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。
附 則（平成30年3月19日航空自衛隊達第4号）
- 1 この達は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行前の規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。